

国立大学法人京都大学固定資産管理規則新旧対照表

改正前		改正後	
(前 略)		<p>附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
固定資産管理単位	固定資産管理責任者	固定資産管理単位	固定資産管理責任者
(略)		(同 左)	
野生動物研究センター	センター長	野生動物研究センター	センター長
文化財総合研究センター	センター長		
国際高等教育院	教育院長	国際高等教育院	教育院長
(略)		(同 左)	
備考 (略)		備考 (同 左)	